

日本における心身障害者体育の史的研究 (第18報)

—昭和40年代半ばから同60年までの肢体不自由体育について—

北野 与一

A Historical Study of Physical Education for
the Handicapped in Japan. XVLLL. On Physical
Education for the Physically Handicapped from 1970 to 1985

Yoichi Kitano

Received October 18, 1990

I はじめに

昭和46年度から、小学校、中学校及び高等学校における教育課程の改善が図られることとなり、それに準ずることを建て前としていた特殊教育諸学校においても、その教育課程を改善する必要が生じた。特に肢体不自由養護学校では、昭和40(1965)年頃から脳性まひ児の増加と障害の多様化が顕現し始め、よりきめ細やかな、しかも弾力性のある教育的対応が切望されつつあった。昭和46(1971)年3月養護学校(肢体不自由教育)小学部・中学部学習指導要領(以下、養(肢)小・中要領と略称)が告示され、同47(1972)年10月に養護学校(肢体不自由教育)高等部学習指導要領も新しく告示される。この一次改訂要領と新要領は、同46年度から小学部を皮切りに逐年順次実施される。上記の要領は、小学校、中学校及び高等学校の要領の改訂や、養護学校教育の義務制の実施等、障害児教育をめぐる状況の多様な変化に应付するために再び改訂される。同54(1979)年7月盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領(以下、養小・中要領と略称)並びに同前高等部学習指導要領(以下、養高要領と略称)が告示される。これらの要領は、小学部の同55年度を皮切りに逐年順次実施に移される。本稿では、上記要領適用時代を、特に改訂要領時代と呼称する。こうした要領の洗礼のもとで、体育教育がどのような変容を見せたか等について明らかにしておくことは、肢体不自由体育史をより明らかにする上からも肝要なことと考えられる。

II 研究目的・方法

先に述べた要領を初め、『肢体不自由教育』及び各養護学校発行の研究紀要等の報告並びに肢体不自由教育史や学校沿革史等を主要な史・資料として、改訂要領時代の肢体不自由体育、

* 教養部

Faculty of General Education

特に教科体育中心の実態と、その特質の一端を明らかにする。

Ⅲ 結果と考察

1. 要領の一般的特徴

(1) 養(肢)小・中要領及び養(肢)高要領

一次改訂の養(肢)小・中要領¹⁾と新要領である養(肢)高要領²⁾には、次のような共通の特徴が見られた。

ア. 小学部、中学部及び高等部の教育目標が、小学校、中学校及び高等学校の教育目標とそれぞれ同じであることを明示するとともに、各部それぞれに「肢体不自由に基づく種々の困難を克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養うこと」という独自の教育目標が加えられる。

イ. 教育課程の領域が、小学部及び中学部では、各教科、道徳、特別活動及び養護・訓練(以下、養訓と略称)の4種類により、また高等部では、各教科、養訓、各教科及び養訓以外の教育活動の3領域によって編成される。

ウ. 学習が困難な児童・生徒の場合には、「小学部または中学部の各教科の各学年の目標および内容に関する事項の一部を欠き、またはその全部もしくは一部を各教科(中学部にあつては、中学部の各教科に相当する小学部の各教科を含む。)の当該学年の前各学年の目標および内容に関する事項の全部もしくは一部によって代えることができる」こととなる。また高等部においても、「各教科・科目の目標および内容に関する事項の一部を欠き、またはその一部を、各教科・科目に相当する養護学校(肢体不自由教育)中学部の各教科の目標および内容に関する事項の一部によって代えることができる」こととなる。

エ. 重複障害の児童・生徒については、「各教科の目標および内容に関する事項の一部を、あわせ有する障害の種類に対応する」他の養護学校、盲学校及び聾学校における各学部要領に示す「各教科の目標および内容に関する事項の一部によって代えること」ができることとなる。また重複障害の児童・生徒のうち、「脳性まひ等の児童および生徒」については、「特例」の各教科を示し、これによって指導ができるようになる。なお、「学習が著しく困難な児童または生徒」については、「各教科、道徳および特別活動の目標および内容に関する事項の一部を欠き、養護・訓練を主として指導を行なうこと」ができることとなる。

オ. 要領の「総則」に「体育」の項を新設し、小学校、中学校及び高等学校と同じく、体育及び保健体育の重要性と学校の教育活動全体を通じてこれを行なうべきものとし、特に体力の向上を目指した指導の重要性が強調される。

カ. 従来の体育・機能訓練及び保健体育・機能訓練はそれぞれ分離し、機能訓練は新領域の養訓に包括され、体育及び保健体育は一教科として再び独立する。

キ. 授業時数の運用が、従来よりも弾力化される。

(2) 養小・中要領及び一次改訂の養高要領には、次のような共通する特徴が見られた。

ア. 従来の要領の編成形式やその内容を整理・統合し、特殊教育諸学校共通の要領となる。

イ. 重複障害の児童・生徒に係る教育課程の編成については、よりいっそう弾力的に編成することができるようになる。その一は、精神薄弱を併せ有する者については、各教科に替えて当該各教科に相当する精神薄弱者を教育する養護学校の各教科を履修することができるように

なったことである。前要領では、各教科の名称を含めた代替ができないことになっていたが、この改訂要領では、目標及び内容に関する事項の一部の代替は勿論、各教科そのものが代替できることとなる。その二は、学習の著しく困難な重複障害の児童・生徒については、各教科等の目標及び内容に関する事項の一部の代替は勿論、各教科に替えて養訓を主とした指導ができることとなる。

ウ. 小学部と中学部では、総授業時数の削減等が、また高等部では、必修科目の大幅削減及び卒業に必要な単位数の削減等がそれぞれ行なわれる。

エ. 小学校、中学校及び高等学校と同じく、従来の「総則」の「体育」に、「日常生活における適切な体育的活動の実践が促されるよう配慮しなければならない」が加えられ、体育指導の範囲がより拡大される。

オ. 小学部低学年では、小学校と同じく、合科的指導が十分できるようになる。

カ. 訪問教育における教育課程が位置づけられる。

キ. 小学校、中学校及び高等学校との交流教育を学校の教育活動全体を通じて積極的に設けることが示される。

ク. 各教科にわたり特に指導上配慮すべき事項として、児童・生徒の「運動機能の状態等に応じて、指導内容を適切に選定するとともに、補助用具や補助手段の活用を図ること」が示される。

ケ. 高等部では、社会自立を目指した職業に係る教育の充実が図られる。

コ. 養訓については、「指導計画の作成と内容の取扱い」に関する事項が精選され、各学校の共通項目が大綱的に示される。

2. 要領の体育に関する特徴

(1) 養(肢)小・中要領及び養(肢)高要領

通達要領では、「指導計画作成および学習の方針」として、体育で6項目、保健体育で7項目の配慮すべき事項が提示されていた。しかし、養(肢)小・中要領及び養(肢)高要領では、体育において9項目、保健体育において11項(中学部)と10項目(高等部)の配慮すべき事項が提示される。その配慮すべき事項には、次のような特徴が見られた。

ア. 養訓との関連を密接に図り、「肢体不自由の状態の改善を考慮して」指導する必要性が強調される。

イ. 運動機能障害の重度の児童・生徒に対する配慮事項が示される。ただし、その配慮事項は、各種運動の提供と経験の拡充、並びに集団活動への参加の奨励を指摘したものであった。

ウ. 健康管理と安全管理、並びにその指導についての配慮事項が示される。

エ. 中学部では、「体育に関する知識」及び保健分野における内容の指導、高等部では、「体育理論」及び「保健」についての指導に関する配慮事項が示される。

オ. 「脳性まひ等の児童および生徒に係る各教科についての特例」において、体育及び保健体育についての配慮事項が示される。

(2) 養小・中要領及び養高要領

養小・中要領及び養高要領では、「各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」は、各部が対応する小学校、中学校及び高等学校各要領

に準ずるものとし、前要領のような「各教科に関する指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い」についての配慮事項は、示されなかった。ただ児童・生徒の「心身の障害の状態及び能力・適性等を十分考慮する」という一般的配慮と、「運動機能の状態等に応じて、指導内容を適切に選定するとともに、補助用具や補助手段の活用を図ること」の配慮事項が、従来と同じく示されただけであった。そこで、「昭和54年度盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（小学部）趣旨徹底地区別講習会説明資料」⁹⁾と『養護学校（肢体不自由教育）学習指導要領解説』¹⁰⁾を資料として、両者を対比することにより、その要点の変化を検討することとした。その結果、養小・中要領における小学部体育の「指導計画の作成」、「内容の取り扱い」及び「指導上の留意点」は、前の養（肢）小・中要領の大意をそのまま継続していることが認められた。このことは、中学部及び高等部の保健体育についても同様であった。

当然ながら、この継承は単なる継承ではなく、前要領における重度化、重複化、あるいは多様化といったことに関する対応よりもさらにそれを強めた継承であった。例えば、「重複障害者に係る教育課程編成の特例」（養小・中要領第1章第2の8）のように、よりいっそう弾力化が図られた規定もあり、「訪問教育に係る教育課程編成の特例」（養小・中要領第1章第2の9）のように新たに強化された規定もあった。こうした規定により、児童・生徒の障害の種類や程度、並びに発達段階に応じて、「準ずる教育が可能な児童・生徒の教育課程」、「精神薄弱養護学校の各教科で教育することが可能な児童・生徒の教育課程」及び「養護・訓練を主として教育を行なう児童・生徒の教育課程」等、多様な教育課程の編成が可能となったのである。なお、このことと関連して、合科授業（学校教育法施行規則第73条の11の第1項）や統合授業（学校教育法施行規則第73条の11の第2項）についての特例もあり、多様な教育課程の編成をさらに強化していた。

こうした多様な教育課程の促進は、体育及び保健体育の指導計画にもよりいっそうの多様化を要請することとなり、この指導の多様化は、肢体不自由体育自体を新しい段階へと導いていったのである。

3. 改訂要領時代の体育及び保健体育の実態と特質—教科としての体育を中心に

独立教科として再出発した体育及び保健体育（以下、保健体育の名称を称略）のその後の歩みは、他教科と同じく障害の重度化、重複化への対応の歩みでもあったと言えるかも知れない。こうした対応における体育的な実態と特質に視点を向けながら検討を加えていくことにしたい。

(1) 週授業時数

各校における養（肢）小・中要領告示後数年間の時間割編成を概観すると、体育と養訓が同一時間帯に組まれているケースが多く見られた。例えば、新潟県立新潟養護学校、埼玉県立熊谷養護学校、三重県立養護学校（以上、昭和47年度）¹¹⁾の事例や、東京教育大学教育学部付属桐が丘養護学校（同48年度）¹²⁾の事例等がある。山本昌邦¹³⁾も指摘しているように、このことは、「体育・機能訓練」時代の方法がなお存続していたことを示す事象の一つであった。

昭和50年代に入ると、全国あるいは地区ごとの毎年度開催された諸研究会を通じての研修や討議の積み重ねにより、漸次体育と養訓が時間割上一線を画して編成されるようになる。その体育の週授業時数は、多様であったが、概して言えば、併設校<独立校、重度障害<軽度障害、低学年<高学年、小学部<中学部<高等部という傾向が見られた。また同60年代の初めには、

小学部の90%弱が週1~2時間、中学部の85%が週2~3時間、高等部の65%弱が週3時間及び25%が週2時間を編成しており、こうした週授業時数が定着傾向を示した。

なお、学習が著しく困難な重度・重複障害の児童・生徒に対する教育課程問題であるが、昭和40年代の終わり頃から同50年代にかけて、これらの児童・生徒に対し、特例を適用した養訓中心の教育課程や、保育所・幼稚園教育型の教育課程が編成される。これらの教育課程では、体育的な指導は、「健康」、「からだ」及び「遊び」といった領域で統合的に指導されるのが一般的であった。従って、教科としての体育は、時間割上には現われて来なかった。大阪市立光陽養護学校重複障害学級や大阪市立安立小学校重度肢体不自由養護学級（以上、昭和48年度）⁹⁾を初め、東京都立小平養護学校武蔵分教室（同54年度）¹⁰⁾、大阪府立堺養護学校小学部低学年（同60年度）¹¹⁾の教育課程等、多くの事例を挙げることができる。

(2) 指導目標

各教科及び各学年の目標は、例えば、養（肢）小・中要領における小学部では、小学校要領第二章第一節から第八節に示すものに準ずるものとされていた。また学習が困難な児童及び重複障害の児童についての各教科・各学年の目標・内容は、養（肢）小・中要領第1章総則の第2教育課程一般の4及び5の規定により、下級学年、他障害児学校に係る要領、脳性まひ等の児童の特例、養訓を主とした指導特例等が適用され、弾力的に取り扱うことができることになっていた。なお、特に体育については、体育は、「健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図る」ものであり、「学校の教育活動全体を通じて適切に行なうもの」とされ、「体力の向上」と「健康・安全の保持増進」も一方で強調された。

昭和50（1975）年前後から、障害の重度化、重複化が顕著となる。発達年齢の一歳前後の児童や寝たきりの児童さえも就学するようになる。ここでは、これらの重度、重複障害児童・生徒の体育的な指導を中心に、その指導目標に係わる新しい動向について概観することとしたい。

ア. 体育観の拡大・深化—生命の維持・生きる力の増進

昭和40年代の終わり頃から、重度・重複障害教育の本質に係わる生命問題に触れた論稿が、雑誌『肢体不自由教育』等に報告されるようになる。その論稿の一部を以下に掲げてみたい。

「私たちはすでに、社会に出る前に死亡することを運命づけられた障害において、その教育が社会に出るための準備という意義をもたないことを知っている。彼らにとって教育とは、明日に役立たせるためのものではなく、その日その日の教育こそ彼らの人生のすべてである。重症脳性マヒ児の教育の本質も、これらの事実を背景として、新しい観点から求めなおす必要がある。これはまさに、新しい教育である。」（原田政美）¹²⁾

「たとえどれだけ重い障害児であっても、すべての子どもに教育を受ける権利を保障し、ひとりひとりの人間をたいせつにするという立場で、この教育は進められなくてはならない。生命があるかぎり人間は何かかふれて感じる。どんな重い障害児にも教育の可能性はある。生きることのすばらしさを知ることが教育であり、生きていくこと自身に大きな教育的意義を見いだすことができる。（中略）身辺自立ということが、肢体不自由教育だけでなく、その他の特殊教育においてもたいせつな目標の一つであった。重度肢体不自由児には、それに加えて、いや、変わるべき教育目標として、生きぬく力を加えたい。ここに重度肢体不自由児の教育の意義をみつけることができる。」（家木幸一）¹³⁾

いずれの報告も、この教育の根幹に係わる問題に触れた報告であり、児童・生徒一人ひとりの生命の維持と発展にこの教育の目標を設定すべきだとする、従来見られなかった新しい目標であった。いみじくも、現場の関係者の間でも、「重い子どもの指導のねらいには、いかに生命を維持させていくかということと、いかに人間らしくさせていくかということの二つがある。」¹⁰⁾等、新しい目標論に同調する人たちが漸増しつつあった。

この生命問題の登場した背景には、上記の報告事例でもうかがえるように、重度・重複障害児の心身発育・発達の特徴的な遅滞・停滞を初め、顕著な病弱性や虚弱性があったのである。以下、若干の具体例を挙げ、体育との係わりを検討する。

[高知市立三里小学校・国立高知療養所つくし学級] (昭和49年度)¹⁰⁾：同学級の指導方針の一つに、「生きる喜びと希望を絶えず失わないで、生命の尊厳、たいせつさを自覚させていく」があった。指導内容は、教科(生活、国語、社会、理科)及び、野外学習等であった。この野外学習は、「遊び、散歩、ゲーム」「日光浴」等であり、そこには、健康の保持・増進をねらった体育的な活動が見られた。

[京都府立丹波養護学校亀岡分校みのり学級] (昭和53年度)¹⁰⁾：同学級の教育目標の一つに、「力いっぱい生きようとする子」の育成があり、また教育課程編成の基本理念の一つに、「生命を守り育て、健康の維持増進をはかる」があった。学習領域として、「からだ、しごと、ふれる・えがく・つくる、うた・リズム、みる・きく・はなす、かず・かたち」の6領域が設けられ、上記の理念は、「からだ」領域で実践に移された。最重度の「くまグループ」における「からだ」の目標は、「太陽にあて、大気にふれさせ、抵抗力をつける」、「すわる、腹ばいになる等、いろいろな姿勢でがんばる」、「自分の力で寝返りや移動が、少しでもできるようになる」等であった。

[東京都立小平養護学校武蔵分教室ヒヨコグループ] (昭和58年度)¹⁰⁾：同グループの指導目標の一つに、「生命の維持と健康の増進をはかる」があった、この目標を達成するため、「(ア)楽しい一日を過ごす。(イ)病気の早期発見・予防に努め、ベッド生活を短くする。(ウ)生きていくために必要な力を育てる。(中略)(エ)気候の変化に適応できるからだをつくる。(後略)」等の具体的な目標が掲げられていた。同グループの教育は、健康、生活、訓練及びあそびの4領域で行なわれた。健康領域では、「外気浴・日光浴、乾布・冷布まさつ、プール・水あそび、散歩(外での授業)衣服調整」が、あそび領域では、「人との関わり」をもつあそび、「手」の機能に関連するあそび及び「体」を動かすあそびが主要な活動内容であった。この「体」を動かすあそびでは、「洗濯体操、トントン体操、バランスボード、トランポリン」等の全身運動が指導された。

以上の事例も示すように、重度・重複障害教育の現場では、生命問題に係わる指導目標が設定され、その具現化のための指導内容や指導方法が模索されつつあったのである。その指導の中核になった領域は、「からだ」、「あそび」及び「健康」の各領域であった。

これらの領域は、生命の維持と発展を指向した消極的あるいは積極的な活動、換言すれば、保健的活動あるいは体育的活動を主要な活動内容としていた。このように、生命問題を目標とした学習活動に保健的・体育的活動が深く係わることは、従来見られなかった新しい教育事象であり、体育観の拡大・深化とも言える事象であった。

イ. 発達保障思想の導入と普及

発達保障問題が障害教育で初めて登場したのは、昭和36 (1961) 年近江学園 (学園長糸賀一雄) においてである。¹⁹⁾ 同42 (1967) 年全国障害者問題研究会が発足し、「発達を正しく保障するための実践と理論」の自主的・民主的研究が開始され、²⁰⁾ この保障問題は、同40年代半ば頃からの重度化、重複化傾向の強まる中で普及を早めていったのである。

この発達保障思想には、4つの視点が内在していた。すなわち、「第一は、子どもを理解するとき、単に何か『できる』ようになる面だけではなく、同時にその内面化による人格の形成に着目する視点」、「第二は、障害児の発達のすじみちを人間発達の普遍性のなかに位置づけるとともに、各発達段階固有の価値を認めるという視点」、「第三は、(中略) 発達をすべての子どもの無差別平等な権利ととらえる視点」、「第四は、このような立場からの子どもへのとりくみが、実は障害児の人間的発達の可能性を発見するいとなみであり、それゆえに、そこで得られた障害児観や人間的価値についての発見を社会のなかにうち立てていくことは、社会の変革を内側から担っていくことであるという視点」である。²⁰⁾ 勿論、こうした視点に立つ発達保障論に対する批判は、例えば、助川暢の報告²¹⁾ のように、ないわけではなかったが、この思想は、昭和50 (1975) 年前後からの重度・重複障害教育の発展に大きな役割を果たした。特にそれは、養訓的教育においてであった。

周知のように、発達の筋道に関しては、各種の所見が既に報告されていたわけであり、具体的指導目標を設定するに当たっては、それらの諸所見が対象児童・生徒の実態に即して適用された。また一方、開発された発達段階をとらえるための内外の検査法を用いての診断も行なわれ、発達のレベルやつまづき・ひずみ等が明らかにされた。この両者による目標設定の手法は、関係誌等による啓蒙や各種研究大会等を通じての研究の積み重ねを背景に、昭和50年代に入り漸次定着していったのである。

こうした発達保障論の立場に立ったと思われる体育的な指導の実践事例の若干を以下に掲げてみよう。

〔京都府立向日が丘養護学校〕 (昭和48年度～同50年度)²²⁾ : 同校は、「肢体不自由児のすべてが参加できる種目・ルール創造。発達要求としての身体活動要求を満足させるにとどまらず、いのちを守り、いのちをつよめる実践をとおして生きる力を身につけ、さらに体育文化・運動文化の創造発展に寄与できる子どもに育てる」目標を掲げ、実践研究を推進した。

〔京都府立丹波養護学校亀岡分校みのり学級〕 (昭和53年度)²³⁾ : 同学級では、「発達援助にとりくむ上での指導上の視点」の一つに、「人間は、からだをよく動かすなかで発達する」を挙げ、「からだ」という領域を設けた。この「からだ」のねらいは、「医療関係者と共に、生命を守り、子どもの生きようとする力や展望を育て、健康の維持増進をはかることを基本にすえながら、障害や発達課題に応じて、しっかり身体を動かし、体力をつけ、運動機能の向上をはかっていく」ことにあった。

〔山形県立上山養護学校ゆきわり分校重度・重複学級及び重複学級〕 (昭和55年度)²⁴⁾ : 同学級の指導目標は、「“その子の発達段階に応じた発達環境を設定し”」、「“その子に最も必要な領域からはたらきかけてやる” という発達の理論」に立脚したもので、その第一は、「人間として、可能な限り、全面的に成長させること」であり、第二は、「生活経験の拡大を期し、生き

るよろこび（生きがい）をみつけさせ、生活をより人間らしい豊かなものに向きさせること」であった。具体的には、例えば、生活学習としての運動会の目標は、「運動会に参加し、生活経験をひろげる」ことであった。

〔東京都立江戸川養護学校〕（昭和50年代前半）²⁶⁾：同校体育担当の白石は、「脳性マヒ児の発達と障害、個々の生徒の障害の現われ方の特徴をつかみ、障害を単に症状や状態をしてのみとらえるのではなく、人格をとりこむひとつとして考え、変化、発達していく」ものにとらえ、「健康を維持し、生命を強めることと、意欲的に自分のやれる動きをすこしでも広げていく」ことを目標に掲げて指導した。

〔神奈川県立中原養護学校小学部高学年重度クラス〕（昭和56年度）²⁶⁾：同クラスでは、「少しでも一人ひとりを生かすことのできるような、また、生き生きと活動できるよう、更に次の発達段階への新しい力を身につけられる」ような授業をねらいの一つにしていた。「笑顔で」、「楽しんで」、「めあてにそって」、「いろいろな道具や材料を使って」、「他の人とかかわりをもちながら」、「努力したり工夫したりして」、それぞれ活動することが、「発達、変容に結びつく」ものと考えていた。例えば、「朝の会の授業」は、「子どもが喜び、いきいきするような体育的、音楽的な要素を中心に組み立て」た学習であった。

以上、現場での若干の事例を挙げたが、この事例も示すように、総合的な領域であっても、発達保障思想に支えられた体育的な学習活動が様々な形で取り入れられていたのである。

ウ. 目標の個別化

生命や発達に係わる教育観は、障害の重度化、重複化の傾向が強まる課程で、個人の尊厳を基底として発展したものである。従って、こうした教育観を背景にした指導目標は、健常者対象の教育に見られるような「あらかじめ考えられた集団的目標」では通用しない。それは、「各自の現在の心身の状態や発達特性などを原点（出発点）」とした個別化された「到達目標」であらねばならなかった。²⁷⁾ 例えば、以下のような実践事例からもこのことがうかがえる。

〔長野県立諏訪養護学校〕（昭和53年度）²⁸⁾：同校小学部5・6年のフットベースボールの体育指導では、「蹴る」、「キャッチする」及び「投げる」について、各技能段階が設定され、しかも22名の児童一人ひとりに対して、この単位における「ねらい」が設けられていた。

〔山形県立上山養護学校ゆきわり分校中学部・重複学級〕（昭和55年度頃）²⁸⁾：同学級における運動会を題材とした生活単元学習では、単元目標は勿論のこと、各時間毎に全員に係わる目標と個人個人の個別目標が設けられていた。

〔東京都立小平養護学校〕（昭和56年度）²⁹⁾：同校中学部2年の球技指導は、毎年開催されている校内球技大会に向けてのものであったが、この指導には、「学年のねらい」や「個人のねらい」が細かく設定されていた。

〔高知県立高知若草養護学校〕（昭和61年度）³⁰⁾：同校小学部Bグループの学習は、「生活面、生活単元学習（理・社・造形）、自然、体育、リズム、こくご、さんすう」であった。この体育指導では、例えば、「全身機能の発達促進さす」、「自制心をつけみんなの中でゲームに参加できる」、「脚力の強化をはかる」、「持久力をつける」等の「個人目標」が具体的に設けられていた。

これらの指導上の個別目標は、決して非科学的な方法で取り上げられたものではなく、細かく階てい化された各種の科学的な発達段階表に一人ひとりの諸実態が照合され設定された。^{32) 33)} 当然ながら、ある段階における目標が達成されれば、次段階の高次な目標が順次設定されていった。このような指導目標の個別化は、昭和50年代に入って重度化、重複化の強まりと並行して一般化し、単なる目標の個別化に終わらず、内容も含んだ「個人教育課程」³⁴⁾ 編成へと発展していったのである。

エ. 体力向上の強調

要領が改訂され、小学校、中学校及び高等学校の各要領に準じ、「体力の向上」が強調される。

体力の概念に関しては、いろいろならえ方があるが、一般的には、「体力は身体の形態（体格体形）と機能（器官や臓器別）を基礎として、環境の変化に対して健康を維持する防衛的能力（物理化学的環境要因、疾病原因、生理的・心理的ストレスに対する抵抗力）や環境に対して積極的に働きかける行動的能力（筋力、運動の持久性、巧緻性等）として発揮される」³⁵⁾ ものととらえられている。肢体不自由教育では、児童・生徒の障害の程度により体力づくりに違いが見られた。つまり、障害の軽度・中度の児童・生徒に対しては、先に述べた行動的能力の向上が、重度・重複児童・生徒に対しては、防衛的能力の向上が、それぞれ重視された。なお、後者については、彼等がもつ病弱性や虚弱性と係わって、「病気に対しての抵抗力をつける」³⁶⁾ 「防衛体力を高める」³⁷⁾ 等に見られるように、これが当初から体育的な学習活動の主要な目標の一つに掲げられていた。

(3) 指導内容

指導内容は、障害の種類や程度によって異なる。従って、ここでは、軽度障害児童・生徒中心の学習（重度障害、軽度障害児童・生徒の混合学習を含む）と重度・重複障害児童・生徒の学習に大別して検討する。

ア 軽度障害児童・生徒中心の学習における指導教材と年間指導計画

昭和50（1975）年前後の指導教材の概要は、大阪市身体障害者スポーツセンター実施の同50（1975）年の調査³⁸⁾により、ほぼその全容を知ることができる。この調査は、「重度肢体不自由児の在籍する養護学校や特殊学級における体育の実情について調査した」ものであり、その結果は、次のとおりであった。指導教材は、スポーツ（93.3%、以下、%を省略）、体操（6.7）、ダンス（0.03）であり、スポーツ教材の内容を運動領域別に見ると、球技（80.6）、格技（7.5）、陸上競技（6.8）、器械運動（3.1）、水泳（2.1）であった。またその球技について言えば、野球型（21.3）、サッカー型（20.9）、バレーボール型（15.7）、卓球型（12.2）、ドッジボール型（9.1）、ボーリング型（7.8）、バスケットボール型（6.5）、ゴルフ型（3.9）、テニス型（2.6）であった。この調査報告は、小学部、中学部及び高等部における各学部の内容や重度・重複児童・生徒対象の内容を明らかにしていない。しかし、次の年間指導計画の事例も示すように、たとえこうした要素が介入しても、この頃の指導教材の中心は、球技であったと言えるだろう。

〔愛知県立名古屋養護学校〕（昭和48年度）³⁹⁾：中学部（学年別）4～6月徒手体操、器械体操、ソフトボール、7月・9月ソフトボール、水泳、10～12月運動会種目練習、バレーボール、サッカー、1～3月格技（男）、創作ダンス（女）、フォークダンス

[長野県立諏訪養護学校] (昭和52年度)⁴⁰⁾

: 年間指導計画表 (表1)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小一・二	ゲーム	ゲーム	おにあそび			音夏運 楽 動 会 休 会 練 練 習 み 習	ころがし ドッジ	ころがし ドッジ	学 芸 会 練 習	フット ベース	フット ベース	ミニサッカー	
小三・四	ドッジ ボール	ベースボール			ボール スル		ホッケー	ライン サッカー		ライ ンカー	寒	ホッケー	春 休 み
小五・六	ドッジ ボール	ベース ボール	体 力 測 定	ポ ート ボ ール	フ ッ ト ス		フ ッ ト ス	ラ イ ン サ ッ カ ー		ホ ッ ケ ー	中	ホッケー	
中	ドッジ ボール	ベース ボール	体 力 測 定	ポ ート ボ ール	フ ッ ト ス		フ ッ ト ス	ラ イ ン サ ッ カ ー		ホ ッ ケ ー	休	ホッケー	
高	徒手体操 マット運 動	ドッジ ボール	体 力 測 定	ポ ート ボ ール	ポ ー ト ボ ール		フ ッ ト ス	ラ イ ン サ ッ カ ー		ホ ッ ケ ー	み	ホッケー	

[青森県立八戸第一養護学校] (昭和52年度)⁴¹⁾

: 年間指導計画表 (表2)

学年・月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
小 学 部	重A (1年) 重B (1年)	●ごっこ遊び ●模倣 ●リズム			●マット運動 ●障害物競争			●円形ドッジボール ●ボール遊び ●室内ゲーム						
	重C (中 高学年)	●円形 ドッジボール	●ベース ボール	●マット運動 ●とびばこ (器械運動)			●リズム遊び (模倣・体操)			●室内ゲーム				
	軽1年 2〃 3〃	●たいそう ●かけっこ	●おに遊び ●円形ドッジボール			●座位野球			●マット運動 ●リズム遊び ●ホッケー					
	軽4年 5〃 6〃	●野球 (室内・外)			●マット運動		●ポ ー ト ボ ー ル	●サ ッ カ ー	●ホ ッ ケ ー		●卓球			
中 学 部	重A B C	●器械運動		●スィーリングバレーボール (天井から吊したバレーボール)			●ローリング ハンドサッカー		●ホッケー ●相撲			●リズム 運 動		
	軽1年 2〃 3〃	●陸上		●バレーボール (6人制)		●水 泳 (理 論 (スライド))	●ハン ド ボ ー ル		●ホッケー ●雪上サッカー		●ダン ス			
		①時数 小1重-1時間,ほかは2時間 (週) 中学は体育1,保健は各学年1時間ずつ,ただし重複はなし。 ②中のABCは男子だけ5名である。 ③小・中とも水泳は施設と合同で指導に当たり5時間を予定している。 ④中学生のベッド児に対しては週1時間の体育理論と保健学習を実施している。 ※中学部,1・2・3以外の各グループは複数担当で指導している。												

〔山形県立上山養護学校ゆきわり分校〕(昭和53年度～同55年度)⁴⁹⁾：中学部軽度・重度生徒対象の混合学習の年間指導計画表(表3)

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A		ソフトボール⑤	すもう③	陸上競技④	鉄棒③		ハンドボール⑧		バレーボール⑥		ハンドホッケー⑥		
B		マット運動③ ソフトボール⑦		陸上競技③		サッカー⑤		ハンドボール⑦		バスケットボール⑦		とび箱②	バレーボール②

上記の年間指導計画表における配当教材にも見られるように、採用された指導教材には、障害に適應させるための体育的配慮である原教材の修正・変形という工夫が見られた。

球技を中心とした新しく開発されたと思われる教材名(発表年)を挙げると、次のようなものがある。

〔野球型教材〕：ゴロ野球(愛知県立名古屋養護学校, 昭48)⁴⁹⁾, 座位野球(青森県立八戸第一養護学校, 昭52)⁴⁹⁾, ハイハイ野球(山口県立防府養護学校分教室, 昭52)⁴⁹⁾, ゴロゴロ野球(奈良県立明日香養護学校, 昭55)⁴⁹⁾ [サッカー型教材]：ローリングハンドサッカー(青森県立八戸第一養護学校, 昭52)⁴⁹⁾, ゴロハンドサッカー(宮城県立船岡養護学校, 昭52)⁴⁹⁾ [バレーボール型教材]：スィーリングバレーボール(青森県立八戸第一養護学校, 昭52)⁴⁹⁾, ゴロバレーボール(宮城県立船岡養護学校, 昭52)⁵⁰⁾, フロアバレーボール(福井県立福井養護学校, 昭52)⁵⁰⁾, ワンバウンドバレーボール(北海道旭川養護学校, 昭52)⁵⁰⁾, 風船バレーボール(神奈川県立ゆうかり養護学校, 昭52)⁵⁰⁾

〔ホッケー型教材〕：ホッケー(北海道旭川養護学校, 昭52)⁵⁰⁾, ハンドホッケー(山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 昭56)⁵⁰⁾

〔卓球型教材〕：ゴロ卓球(宮城県立船岡養護学校, 昭52)⁵⁰⁾, ころがし卓球(北海道旭川養護学校, 昭52)⁵⁰⁾, 4人卓球(北海道手稲養護学校, 昭56)⁵⁰⁾

〔ラグビー型教材〕：ラグビー(神奈川県立中原養護学校, 昭59)⁵⁰⁾

以上の外に、多くの運動教材に創意工夫が加えられ、実践されたことを附記しておかねばならないが、それらの教材がそのままの状態では毎年度採用されていったのではなかった。上記のゆきわり分校のA年度とB年度の年間指導計画の内容も示すように、毎年度対象児童・生徒の実態の変化に即応して教材が精選され、かつ改善されて実践に移されたのである。つまり、昭和50年代の軽度児童・生徒中心の体育学習における指導教材は、球技中心の傾向が強く、その指導計画は、毎年度修正・改善される弾力性のあるもので、しかも学校ごとの独自性の強いものであったと言える。

イ. 重度・重複障害児童・生徒対象の学習における指導教材と年間指導計画

脳性まひを中心とした重度・重複障害児童・生徒の教育問題は、昭和40年代半ば頃から全国肢体不自由教育研究発表会(後年、日本肢体不自由教育研究大会と改称)や全国肢体不自由教育研究協議会等で取り上げられ、⁵⁰⁾全国的レベルでの検討が進められる。その後、東京都の全員就学(昭和49年度)や義務教育化(同54年度)等の制度上の改革も実施され、発達年齢0～1歳児からの重度・重複児の教育問題が新たに生起し、より組織的かつ科学的な研究が要請され、この問題の研究が本格化する。

第24回全国肢体不自由教育研究協議会第一分科会（昭和53年度）にて、「重度・重複障害児の実態はさまざまであり，その教育の中心は，養護・訓練である」⁶¹⁾との提言がなされたが，養訓と他の学習との関係は，障害の程度により「表4」⁶²⁾のような相違が一般的に考えられていた。従って，実際に展開される指導内容は，多様であった。

表4 学習集団と学習形態・指導内容の違い

学習集団	重度・重複学級	重複学級	普通学級
学習形態	生活学習	生活単元学習	教科別，領域別学習
指導内容の割合	特設関連学習 養護・訓練	教科的学習 養護・訓練	小学校または中学校 学習指導要領に準ずる。（+特設養護・訓練）

山形県立上山養護学校ゆきわり分校（昭和55年度）⁶³⁾では，発達年齢0～1歳程度は生活及び遊び，1～2歳程度は健康，社会，言語及び遊び，3～5歳程度は健康，社会，言語，遊び，音楽及び造形という指導領域が設定されていた。また東京都小平養護学校武蔵分教室重度重複学級（昭和58年度）⁶⁴⁾では，健康，生活，訓練及び遊びという指導領域が設定されていた。山口県立防府養護学校分教室Cグループ（昭和52年度）⁶⁵⁾のように体育が設けられていた場合は論外であるが，上記の事例のような場合，体育的な指導は，通常健康及び遊びの各領域の中で実施された。これらの領域で指導された体育的な指導内容を掲げると，次のようであった。

〔保健型活動〕：外気浴・日光浴・乾布まさつ・冷水まさつ・散歩・水遊び・衣服調整・手足顔の清拭，⁶⁶⁾大きな声を出す，⁶⁷⁾水分補給・温水浴⁶⁸⁾

〔体操型活動〕：背伸び・深呼吸，⁶⁹⁾ マッサージ，⁷⁰⁾ 他動的体操，⁷¹⁾ 自動的体操⁷²⁾

〔遊び型活動〕：〈固定施設遊び〉ブランコ遊び・シーソー遊び，⁷³⁾ 遊動円木遊び，⁷⁴⁾ だるまこ遊び・砂遊び・築山登り・鉄棒遊び，⁷⁵⁾ 坂すべり・坂ころがり，⁷⁶⁾ 〈遊具遊び〉おはじき入れ・ハンモック遊び・風船遊び・羽根つき・ピン倒し・ボーリング遊び・風船バレーボール遊び・積み木遊び・すごろく遊び・トランポリン遊び・バランスボード遊び・マット遊び・ゴーカート遊び・サーキット遊び，⁷⁷⁾ ⁷⁸⁾ トンネルフラフープくぐり，⁷⁹⁾ おもちゃ遊び，〈音楽的遊び〉わらべ歌遊び・リズム遊び，⁸⁰⁾ 〈運動遊び〉いないいないばあ・高い高い・ふねこぎ遊び，⁸¹⁾ ゆりかご遊び，⁸²⁾ ころがる・かけっこ・這う，⁸³⁾ 電車ごっこ・レスリングごっこ・おもちゃ振り，⁸⁴⁾ 歌遊びを見せる・投げる動作を見せる・ボールの動きを見せる・肩車・おぶって動く・ジャンボブロックを崩させる・他動的創作ダンス，⁸⁵⁾ 〈季節的遊び〉そり遊び，⁸⁶⁾ 水遊び⁸⁷⁾

〔養訓的活動〕：他動的体操・他動的前転・他動的寝返り，⁸⁸⁾ 腕立て・しゃがみ姿勢の保持・平均台にまたがったの体幹支持，⁸⁹⁾ 紙やぶり・粘土遊び・玉入れ，⁹⁰⁾ 浮き輪遊び・乳母車遊び・カーペット遊び・手渡し遊び・ペタルスイッチ遊び，⁹¹⁾ 座位・立位・四つ這い・膝伸ばし・肘伸ばし・歩行訓練・車椅子訓練・三輪車乗り・階段昇降・魚釣りゲーム等⁹²⁾ ⁹³⁾ ⁹⁴⁾

この遊びの研究は、障害の重度化、重複化が顕現し始めた昭和40年代半ば頃から、乳幼児教育における遊び指導、他の障害教育における遊び指導、あるいは遊びに関する内外の諸報告等を参考に漸次活発化する。同50年代半ば以降、重度・重複障害教育の中心教材として遊びは定着するが、その教材化に当たっては、遊びの構造化と発展の順序、⁹⁶⁾対象児の発達段階との関連性等⁹⁷⁾が検討され、教育効果の高い遊びが低次な遊びから高次な遊びへと教育課程の中で構造化・系統化され、指導に移されたのである。

(4) 指導法に係わる動向

昭和40年代半ば以降、従来から問題にされてきた諸事項、つまり、グループ編成の方法、施設・設備及び教材の改善と工夫、養訓に関する指導等の指導法上に係わる事項が、障害の重度化、重複化傾向の強まりに伴い、いっそう重視されていった。以下、この3点について概観する。

ア. 多様なグループ編成

グループとは学習集団のことであり、その編成には大きく二つの形式がある。一つは、学校教育全体の中でのグループ編成であり、他の一つは、教科あるいは領域の指導を行なう場合のグループ編成である。ここでは、後者を問題にする。

体育指導は、通常の単一学年や単一学級を対象に行なう単独指導形態の外に、複数学年の合併や学部全体で行なう合同指導形態及び両者の混合指導形態によって実施された。多人数の場合や小学部低学年、あるいは重度・重複障害学級では、一般的に単独指導形態がとられ、ある特定時間に個別指導と集団指導の両者を重視して行なう場合には、混合指導形態がとられた。障害が重度化、重複化すればするほど個別指導が重視されたが、この混合指導形態にも見られるように、個別指導が重視されればされるほど集団指導もまた重視された。その背景には、「どんな重い子でも、子どもどうしのふれ合いによって生ずる相互刺激が子どもの発達に不可欠で」、⁹⁷⁾「人間は集団の中でこそ発達する」⁹⁸⁾という集団保障論的発達論や、「体育は集団活動を通しての学習に特徴がある」⁹⁹⁾とする体育学習特質論があった。

上記のような特定の指導形態が編成されると、その特定グループがさらに小さなグループに分けられて通常指導された。効率よく適切な指導を行なうために、障害別、能力別、機能別、あるいはこれらの混合によるグループ編成が行なわれた。例えば、単独指導形態では、愛知県立名古屋養護学校高等部の「種目ごとに生徒の運動能力を中心に発達段階に即応したグループ」指導、¹⁰⁰⁾合同指導形態では、長野県立稲荷山養護学校高等部¹⁰¹⁾や長野県立諏訪養護学校小学部¹⁰²⁾における異質のグループ編成指導、北海道旭川養護学校中学部の運動機能別グループ編成による指導、¹⁰³⁾佐賀県立金立養護学校中学部の能力別グループ編成による指導、¹⁰⁴⁾混合指導形態では、東京都立小平養護学校武蔵分教室の重度・重複障害児童・生徒を対象とした合同集会の指導等、¹⁰⁵⁾それぞれ多数の実践事例を挙げることができる。

イ. 施設・設備及び教材の改善と工夫

施設・設備関係では、体育館に暖房設備を設けたり、¹⁰⁶⁾運動場とは別に遊戯広場を設ける¹⁰⁷⁾学校が漸増したこと、また多く学校では、教室やプレイングルームにじゅうたんやカーペット等の敷物を敷き始めたこと、¹⁰⁸⁾学校によっては、教室用電話や教室用トイレを附設したり、¹⁰⁹⁾教室内に砂場を設けるようになったこと等、¹¹⁰⁾注目すべき動向が見られた。これらの動きは、障害の重度化、重複化に伴う動きであり、この障害の種類や程度の変容は、教育の内容や方法だ

けではなく、施設・設備に至るまで発想の転換を迫ったのであった。

肢体不自由体育の戦後における教材の開発は、当初体操型の運動から始められたのであるが、昭和40年代には、それが球技型の運動に移っていったのである。この球技型の運動についての開発事例（運動の名称）は先に述べたので、ここでは、それ以外の若干の事例を掲げることにする。

〔体操〕：身体障害児体操¹¹¹⁾ おいもほり体操・のびのび体操・トントン体操・ハクション体操¹¹²⁾

〔陸上競技〕：スウェーデンリレー¹¹³⁾ 円盤投げ¹¹⁴⁾

〔格技〕：ゆうかり剣道¹¹⁵⁾

〔遊び〕：屋内大型運動遊具による遊び¹¹⁶⁾

なお、用具の工夫は、既存の材質や形状の改良と補助具の開発に向けられたものであった。またルールの工夫は、軽度障害児童・生徒に伍して重度障害の児童・生徒も参加できるようにするための配慮からであり、構成人数、障害の種類や程度等による役割に係わるルールの改良にあった。

ウ. 養訓に関する指導への配慮

養（肢）小・中要領において、「養護・訓練に関する指導は、養護・訓練の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて適切に行なう」¹¹⁷⁾ものとされ、体育の指導に当たっても、「特に養護・訓練との関連を密接に図ること」¹¹⁸⁾が求められていた。こうしたことから、体育科における養訓に関する指導（以下、養訓的体育指導と呼称）も、他教科のそれと同じく、全国的な各種研究会や協議会等で討議される。その結果、養訓的体育指導は、「教科本来の目標達成に支障をきたさない範囲と程度において行う」ものであり、体育の学習活動に必要な動作の習得・改善及び体力の向上を目指すための指導で、その取り扱う動作は応用動作及び目的動作であるとされた。^{119) 120)}この指導は、養訓の時間における指導の充実と並行して定着傾向を示したが、昭和50年代半ば頃から重度・重複障害教育問題とからんで新たな展開が模索されていくこととなった。

この養訓的体育指導と係わって若干の問題を附記しておきたい。その一つは、体育と養訓との相違点が検討され、その結果、体育の在り方や意義が再確認されたことである。換言すれば、この体育と養訓との関連問題は、体育自身を見つめ直す機会を与えたことになり、体育の新たな発展に寄与することになったのである。その二は、当初運動機能の向上に主力を注ぎがちであった指導に、「心身の適応」が加えられ、その指導に深みを加えたことである。山本も指摘しているように、¹²¹⁾この心身の適応を加えての指導は、運動機能や運動能力の向上に伴い行動においても改善が認められるようになることから、養訓的体育指導上留意すべき事項の一つに考えられるようになったのである。その三は、体育と養訓との関係をより密接な関係にしたことである。養訓主体の重度・重複障害教育では、体育的な要素が深く係わって養訓的な要素の中で統合的に指導され、時には、中心的教材ともなって指導されたのである。

IV おわりに

昭和40年代半ば以降の改訂要領時代における教科体育を中心とする肢体不自由体育の実態とその特質の一端を検討してきたが、若干の所見も得られたので、それらをまとめて本稿の結語

としたい。

1.昭和40年代半ばと同50年代半ばに、二度にわたって小学部、中学部及び高等部に係る各要領が公示される、これらの要領には、次のような一般的及び体育的特徴が見られた。

ア.各学部が対応する小学校、中学校及び高等学校に係る各要領への準拠の強調。

イ.障害の重度化、重複化及び多様化に対応する指導の弾力化の強化。

ウ.教科体育の再生と新領域養護・訓練の導入。

エ.体育の重要性の強調、特に体力の向上に関する指導、養護・訓練に関する指導(養訓的体育指導)及び健康・安全管理と指導等に関する配慮の強調。

2.現場における体育教育を概観したとき、次のような実態と改訂要領時代の特質とも言える動向等が見られた。

ア.当初体育と養護・訓練は、時間割上同一時間帯に組まれる傾向にあったが、昭和50年代に入ると、両者は、漸次一線を画して組まれるようになる。同60年代初めには、小学部1~2時間、中学部及び高等部2~3時間の週授業時数が定着傾向を示した。

イ.重度・重複障害児童・生徒の体育的な指導では、体育観の拡大・深化(生命の維持・生きる力の増進)、発達保障思想の導入と普及、目標の個別化、体力の向上の強調等、指導目標に係わる新しい動向が生まれた。

ウ.軽度障害児童・生徒を中心とした体育の指導内容は、球技中心の傾向が強く見られた。その指導計画は、毎年度修正・改善されたもので、学校ごとの独自性の強いものであった。また重度・重複障害児童・生徒の体育的な指導は、健康及び遊びの各領域の中で行なわれた、なお、この指導と関連して、昭和40年代半ば頃から遊びの研究が活発化し、同50年代半ば以降、遊びは、重度・重複障害教育の中心教材として定着し、教育課程の中で構造化・系統化されていった。

エ.指導法上では、多様なグループ編成の模索、施設・設備及び教材の改善と工夫、養護・訓練に関する指導(養訓的体育指導)への配慮等が強調され、注目された。

参考・引用文献

- 1) 文部省, 特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領, 慶応通信, 昭50, (改訂再版四刷); PP.49-76.
- 2) 文部省, 特殊教育諸学校高等部学習指導要領, 慶応通信, 昭52, (5版), PP.129-155.
- 3) 文部省, 「昭和五十四年度盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領(小学部)趣旨徹底地区別講習会説明会資料」, 特殊教育, 第27・28合併号, 昭55, PP.83-84.
- 4) 文部省, 養護学校(肢体不自由教育)学習指導要領解説, 東洋館出版社, 昭49, PP.139-153.
- 5) 『肢体不自由教育』編集部, 「『養護・訓練』をめぐる現場の意見(上)」, 肢体不自由教育, 第14号, PP.29-32, 昭48.
- 6) 立川博, 「本校における動作訓練の実践」, 肢体不自由教育, 第15号, P.23, 昭48.
- 7) 山本昌邦, 「肢体不自由教育における体育指導」, 肢体不自由教育, 第32号, P.7, 昭52.
- 8) 浜田志朗, 「肢体不自由児の健康と体力」, 筑波大学附属桐が丘養護学校研究紀要, 第23巻, P.103, 昭62.
- 9) 家木幸一, 「重度肢体不自由児の教育(上)」, 肢体不自由教育, 第15号, PP.59-60, 昭48.
- 10) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 1~5, 昭55~同59.

- 11) 大阪府立堺養護学校, 三十周年記念誌, 昭60, P.25.
- 12) 原田政美, 「重症脳性マヒ児の教育について」, 肢体不自由教育, 第15号, P.3, 昭48.
- 13) 家木幸一, 前掲論文, 前掲書, P.56.
- 14) 『肢体不自由教育』編集部, 「新しい障害児教育と教職員の役割」, 肢体不自由教育, 第24号, P.49, 昭50.
- 15) 沢田教通, 「重症施設入所児に対する訪問指導」, 肢体不自由教育, 第21号, PP.49-53, 昭49.
- 16) 糸井利則, 「重度・重複障害児の教育」, (河添邦俊・清水寛・平原春好編著, 障害児の教育課程と指導法, 総合労働研究所, 昭56, PP.310-350.)
- 17) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 5, PP.12-27.
- 18) 青木一・柳沢明朗, 重症心身障害児, (障害児教育実践体系, 第3巻), 労働旬報社, 昭59, P.35.
- 19) 清水寛・三島敏男, 障害児の教育権保障, 明治図書出版, 昭50, P.215.
- 20) 青木一・柳沢明朗, 前掲書, P.36.
- 21) 助川暢, 「肢体不自由児(者)の理解と指導のために」, 肢体不自由教育, 第31号, PP.21-23, 昭52.
- 22) 中本進ほか, 「集団の中で一人一人のゆたかな発達をめざす体育」, 国立特殊教育総合研究所(編), 特殊教育諸学校・教育研究所等における研究課題等の調査報告, P.108, 昭51.
- 23) 糸井利則, 前掲論文, 前掲書, PP.320-322.
- 24) 山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 肢体不自由児の教育, 明治図書出版, 昭56, PP.36-67.
- 25) 白石勇, 「子どもの意欲に支えられた教材づくり」, 学校体育研究同志会(編), 障害児体育の実践, ベースボール・マガジン社, 昭57, PP.83-112.
- 26) 新井良保, 「障害の重い子一人ひとりを生かす授業」, 肢体不自由教育, 第52号, PP.48-49, 昭56.
- 27) 山本昌邦, 「肢体不自由教育における体育指導」, 肢体不自由教育, 第32号, P.5, 昭52.
- 28) 長野県立諏訪養護学校, 昭和53年度研究紀要, PP.95-110, 昭54.
- 29) 山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 前掲書, PP.84-86.
- 30) 加藤徹, 「障害児のための学校行事—球技大会を中心に」, 河添邦俊, 障害児の体育, 太修館書店, 昭56, PP.333-334.
- 31) 高知県立高知若草養護学校, 昭和61年度実践集録, PP.24-25, 昭62.
- 32) 綾部正弘, 「肢体不自由児の体育指導」, 河添邦俊, 前掲書, PP.203-206.
- 33) 都障教組障害児教育制度検討特別委員会教育内容分科会(編), すべての障害児にゆきとどいた教育をめざして, レポート選集NO.1, 東京都障害児学校教職員組合, 昭52, PP.84-85.
- 34) 川村芳久, 「個人教育課程の試み」, 肢体不自由教育, 第58号, PP.48-50, 昭57.
- 35) 今村嘉雄・宮畑虎彦(編), 新修体育大辞典, 不昧堂出版, 昭51, P.947.
- 36) 檜原龍彦, 「重度・重複障害児における体育指導」, 肢体不自由教育, 第32号, PP.22-26, 昭52.
- 37) 宮崎直男・笹本健(編), 障害をもつ子の体育指導, 東洋館出版社, 昭59, P.152.
- 38) 大阪市障害厚生文化協会(編), 肢体不自由身体障害者のためのスポーツ指導, 大阪市身体障害者スポーツセンター, 昭53, PP.37-40.
- 39) 愛知県立名古屋養護学校, 研究紀要, 第5巻, P.173, 昭48.

- 40) 長野県立諏訪養護学校, 昭和52年度研究紀要, P.90.
- 41) 加福巧, 「併設養護学校における体育指導」, 肢体不自由教育, 第32号, P.48, 昭52.
- 42) 山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 前掲書, PP.32-34.
- 43) 愛知県立名古屋養護学校, 前掲書, P.242.
- 44) 加福巧, 前掲論文, 前掲書, P.48.
- 45) 檜原龍彦, 前掲論文, 前掲書, P.25.
- 46) 文部省初等中等教育局特殊教育課(編), 心身障害児の指導事例(概要) - 養護学校(肢体不自由教育)編 -, 昭55, P.73.
- 47) 加福巧, 前掲論文, 前掲書, P.48.
- 48) 宮城県立船岡養護学校, 「ボールゲームにおけるルールの工夫」, 肢体不自由教育, 第32号, PP.45-46, 昭52.
- 49) 加福巧, 前掲論文, 前掲書, PP.48-50.
- 50) 宮城県立船岡養護学校, 前掲論文, 前掲書, PP.44-45.
- 51) 福井県立福井養護学校体育科, 「フロアバレーボールのルールと指導法」, 肢体不自由教育, 第32号, PP.55-59, 昭52.
- 52) 工藤治, 「体育への取り組み」, 肢体不自由教育, 第32号, P.41, 昭52.
- 53) 神奈川県立ゆうかり養護学校, 「体育の取り組みについて」, 肢体不自由教育, 第32号, PP.52-53, 昭52.
- 54) 工藤治, 前掲論文, 前掲書, P.43.
- 55) 山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 前掲書, P.33.
- 56) 宮城県立船岡養護学校, 前掲論文, 前掲書, P.45.
- 57) 工藤治, 前掲論文, 前掲書, P.43.
- 58) 小葉松恵美子, 「発達を促す遊びの工夫」, 肢体不自由教育, 第50号, PP.58-63, 昭56.
- 59) 宮崎直男・笹本健(編), 前掲書, PP.158-165.
- 60) 千葉県立桜が丘・袖ヶ浦・松戸養護学校・銚子市立銚子養護学校, 「昭和47年度全国肢体不自由教育研究発表会・全国肢体不自由教育研究協議会千葉大会報告」, 肢体不自由教育, 第14号, PP.53-54, 昭48.
- 61) 「第24回全国肢体不自由教育研究協議会」, 肢体不自由教育, 第39号, P.45, 昭54.
- 62) 山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 前掲書, P.67.
- 63) 山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 前掲書, PP.54-58.
- 64) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 前掲書, PP.12-13.
- 65) 檜原龍彦, 前掲論文, 前掲書, P.25.
- 66) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 前掲書, P.12.
- 67) 檜原龍彦, 前掲論文, 前掲書, P.24.
- 68) 西川公司, 「健康をまもる指導」, 肢体不自由教育, 第45号, PP.43-44, 昭55.
- 69) 檜原龍彦, 前掲論文, 前掲書, P.24.
- 70) 西川公司, 前掲論文, 前掲書, PP.43-44.
- 71) 檜原龍彦, 前掲論文, 前掲書, P.25.
- 72) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 前掲書, P.13.

- 73) 長野県立稲荷山養護学校, 研究紀要, 第5号, P.1G23, 昭53.
- 74) 檜原龍彦, 前掲論文, 前掲書, P.25.
- 75) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 2, PP.6-35, 昭55.
- 76) 新井良保, 「遊びの中に見つける重度・重複児指導」, 肢体不自由教育, 第43号, P.39, 昭54.
- 77) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 1, PP.17-22, 昭54.
- 78) 八巻千治, 「重複障害生徒指導の実際」, 肢体不自由教育, 第22号, P.29, 昭50.
- 79) 檜原龍彦, 前掲論文, 前掲書, P.25.
- 80) 山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 前掲書, PP.56-57.
- 81) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 5, P.13.
- 82) 山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 前掲書, P.56.
- 83) 新井良保, 前掲論文, 前掲書, P.39.
- 84) 長野県立稲荷山養護学校, 研究紀要, 第6号, P.1G31, 昭54.
- 85) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 3, P.6, 昭56.
- 86) 檜原龍彦, 前掲論文, 前掲書, P.25.
- 87) 文部省初等中等教育局特殊教育課(編), 前掲書, P.52.
- 88) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 5, P.12.
- 89) 檜原龍彦, 前掲論文, 前掲書, P.25.
- 90) 菅沼貴幸・田中良憲・成島直美, 「健康指導の実際」, 肢体不自由教育, 第45号, P.32, 昭55.
- 91) 新井良保, 前掲論文, 前掲書, P.39.
- 92) 神奈川県立ゆうかり養護学校訪問教育部, 「動けない子に動きを」, 肢体不自由教育, 第47号, PP.45-48, 昭55.
- 93) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 5, PP.12-13.
- 94) 岩崎敏尚, 「播磨養護学校の高等部教育」, 肢体不自由教育, 第13号, P.20, 昭47.
- 95) 喜田正美・青木一枝, 「障害の重い子の遊びの指導」, 肢体不自由教育, 第40号, PP.23-26, 昭54.
- 96) 新井良保, 前掲論文, 前掲書, PP.38-39.
- 97) 山形県立上山養護学校ゆきわり分校, 前掲書, P.52.
- 98) 河添邦俊・清水寛・平原春好(編), 前掲書, P.320.
- 99) 山本昌邦, 前掲論文, 前掲書, P.7.
- 100) 愛知県立名古屋養護学校, 前掲書, P.243.
- 101) 長野県立稲荷山養護学校, 前掲書, PP.保体1-6.
- 102) 長野県立諏訪養護学校, 昭和53年度研究紀要, PP.95-110.
- 103) 工藤治, 前掲論文, 前掲書, P.43.
- 104) 佐賀県立金立養護学校, 昭和60年度学校要覧, P.35, 昭60.
- 105) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 5, PP.68-69.
- 106) 森田均, 「重症障害児の指導に必要な施設」, 肢体不自由教育, 第35号, P.43, 昭53.
- 107) 国立久里浜養護学校, 「重度・重複障害児のための遊戯広場設計の試み」, 特殊教育, NO.15, PP.48-49, 昭51.
- 108) 森田均, 前掲論文, 前掲書, P.42.

- 109) 森田均, 前掲論文, 前掲書, P.42.
- 110) 鈴木峻, 「重度・重複化と施設・整備の工夫」, 肢体不自由教育, 第24号, P.44, 昭50.
- 111) 西森真理子, 「重複障害児の体力向上の試み」, 肢体不自由教育, 第32号, PP.31-33, 昭52.
- 112) 東京都立小平養護学校武蔵分教室, 実践の記録, 5, PP.22-27.
- 113) 中村雅彦, 「肢体不自由児の体育教材の精選」, 肢体不自由教育, 第32号, P.20, 昭52.
- 114) 神奈川県立ゆうかり養護学校, 「体育の取り組みについて」, 肢体不自由教育, 第32号, P.55, 昭52.
- 115) 神奈川県立ゆうかり養護学校, 前掲論文, 前掲書, P.54.
- 116) 安好博光, 「国立特殊教育総合研究所肢体不自由教育研究部『昭和五十四年度教材教具の試作研究成果報告書—運動障害児のための屋内大型運動遊具』」, 肢体不自由教育, 第47号, PP.54-55, 昭55.
- 117) 文部省, 特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領, PP.54-55.
- 118) 文部省, 前掲書, PP.61-66.
- 119) 文部省, 養護学校(肢体不自由教育)学習指導要領解説, PP.146-148.
- 120) 山本昌邦, 前掲論文, 前掲書, P.8.
- 121) 山本昌邦, 前掲論文, 前掲書, P.8.